

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「新設法人」の意義)</p> <p>1-5-15 法第 12 条の 2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における<u>資本金の額</u>又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における<u>資本金の額</u>又は出資の金額が 1,000 万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p>	<p>(「新設法人」の意義)</p> <p>1-5-15 法第 12 条の 2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における<u>資本</u>又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における<u>資本</u>又は出資の金額が 1,000 万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p>
<p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1-5-16 法第 12 条の 2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は<u>合同会社</u>に係る出資の金額に限らず、民法第 34 条《公益法人の設立》に規定する公益法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第 18 条《設立》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p>	<p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1-5-16 法第 12 条の 2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社に係る出資の金額に限らず、民法第 34 条《公益法人の設立》に規定する公益法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第 18 条《設立》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p>
<p>(新設法人の 3 年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第 12 条の 2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、<u>資本金の額</u>又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課</p>	<p>(新設法人の 3 年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第 12 条の 2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、<u>資本</u>又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によるほか法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定によることとなるのであるから留意する。</p>	<p>における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によるほか法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定によることとなるのであるから留意する。</p>
<p>(組織変更の場合の課税期間)</p>	<p>(組織変更の場合の課税期間)</p>
<p>3-2-2 法人が<u>会社法</u>その他の法令の規定によりその組織を変更して他の種類の法人となった場合には、その組織変更前の法人の解散の登記、組織変更後の法人の設立の登記にかかわらず、その解散又は設立はなかったものとして取り扱う。したがって、当該法人の課税期間は、その組織変更によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更した法人については、法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p>	<p>3-2-2 法人が<u>商法</u>その他の法令の規定によりその組織を変更して他の種類の法人となった場合には、その組織変更前の法人の解散の登記、組織変更後の法人の設立の登記にかかわらず、その解散又は設立はなかったものとして取り扱う。したがって、当該法人の課税期間は、その組織変更によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更した法人については、法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p>
<p>(設立無効等の判決を受けた場合の清算)</p>	<p>(設立無効等の判決を受けた場合の清算)</p>
<p>3-2-5 法人が設立無効又は設立取消しの判決により<u>会社法</u>の規定に従って清算をする場合には、当該判決の確定の日において解散したものとする。</p>	<p>3-2-5 法人が設立無効又は設立取消しの判決により<u>商法</u>の規定に従って清算をする場合には、当該判決の確定の日において解散したものとする。</p>
<p>(剰余金の配当等)</p>	<p>(利益の配当等)</p>
<p>5-2-8 <u>剰余金の配当若しくは利益の配当</u>又は剰余金の分配(出資に係るものに限る。)は、株主又は出資者たる地位に基づき、出資に対する配当又は分配として受けるものであるから、資</p>	<p>5-2-8 <u>利益の配当</u>(<u>商法第293条の5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配を含む。</u>)又は剰余金の分配(出資に係るものに限る。)は、株主又は出資者たる地位に基づき、出資に対す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 事業者が、<u>法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号</u>《<u>協同組合等の事業分量配当等の損金算入</u>》に掲げる事業分量配当（当該事業者が協同組合等から行った課税仕入れに係るものに限る。）を受けた場合には、<u>法第 32 条</u>《<u>仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u>》の規定が適用されることになる。</p>	<p>る配当又は分配として受けるものであるから、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 事業者が、<u>法第 61 条第 1 項第 1 号</u>《<u>協同組合等の事業分量配当等の損金算入</u>》に掲げる事業分量配当（当該事業者が協同組合等から行った課税仕入れに係るものに限る。）を受けた場合には、<u>法第 32 条</u>《<u>仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u>》の規定が適用されることになる。</p>
<p>(自己株式の取扱い)</p> <p><u>5-2-9 法人が自己株式を取得する場合(証券市場での買入れによる取得を除く。)</u>における株主から当該法人への株式の引渡し及び法人が自己株式を処分する場合における他の者への株式の引渡しは、いずれも資産の譲渡等に該当しない。</p>	<p>(減資(株式の有償消却)に係る取扱い)</p> <p><u>5-2-9 法人が株式の有償消却の方法により減資を行うために株主から自己株式を取得する場合(証券市場での買入れによる取得を除く。)</u>における株主から当該法人への有償による株式の引渡しは、<u>資産の譲渡等に該当しない。</u></p>
<p>(同順位の株主グループ)</p> <p><u>5-3-4 法第 4 条第 4 項第 2 号</u>《<u>役員に対するみなし譲渡</u>》に規定する役員の範囲につき<u>法令第 71 条第 1 項第 5 号イ</u>からハまで《<u>使用人兼務役員とされない役員</u>》の規定を適用する場合において、第 1 順位の株主グループと同順位の株主グループがあるときは当該同順位の株主グループを含めたものが第 1 順位の株主グループに該当し、これに続く株主グループが第 2 順位の株主グループに該当することに留意する。</p> <p>(注) 例えば、A株主グループ及びB株主グループの<u>所有割合(法令第 71 条第 3 項に規定する所有割合をいう。以下同じ。)</u>がそれぞれ 20%、C株主グループ及びD株主グループの<u>所有割合</u>がそれぞれ 15%の場合には、A株主グループ及びB株主グループが第 1 順位の株主グループに該当してその割合は 40%となり、C株主グループ及びD株主グループが第 2 順位の株主グループに該当してその<u>所有割合</u>は 30%となる。</p>	<p>(同順位の株主グループ)</p> <p><u>5-3-4 法第 4 条第 4 項第 2 号</u>《<u>役員に対するみなし譲渡</u>》に規定する役員の範囲につき<u>法令第 71 条第 1 項第 4 号イ</u>からハまで《<u>使用人兼務役員とされない役員</u>》の規定を適用する場合において、第 1 順位の株主グループと同順位の株主グループがあるときは当該同順位の株主グループを含めたものが第 1 順位の株主グループに該当し、これに続く株主グループが第 2 順位の株主グループに該当することに留意する。</p> <p>(注) 例えば、A株主グループ及びB株主グループの<u>持株割合</u>がそれぞれ 20%、C株主グループ及びD株主グループの<u>持株割合</u>がそれぞれ 15%の場合には、A株主グループ及びB株主グループが第 1 順位の株主グループに該当してその割合は 40%となり、C株主グループ及びD株主グループが第 2 順位の株主グループに該当してその<u>持株割合</u>は 30%となる。</p>

改正後	改正前
<p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 資産の流動化に関する法律(以下6-2-1において「資産流動化法」という。)に規定する特定社債券</p> <p>ホ～ヘ (省略)</p> <p>ト 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下6-2-1において「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券</p> <p>チ 資産流動化法に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>リ 株券又は新株予約権証券</p> <p>ヌ～ツ (省略)</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからタまでに掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p>	<p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 資産の流動化に関する法律(以下6-2-1及び6-2-1の3において「資産流動化法」という。)に規定する特定社債券</p> <p>ホ～ヘ (同左)</p> <p>ト 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下6-2-1及び6-2-1の3において「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書</p> <p>チ 資産流動化法に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下6-2-1において同じ。)又は新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>リ 株券、<u>新株引受権証書</u>又は新株予約権証券</p> <p>ヌ～ツ (同左)</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ <u>商法第220条第1項《株式の発行、併合又は分割の場合の一株未満の株式の処理》に規定する端数の部分</u></p> <p>ロ (1)イからタまでに掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ハ <u>株式の引受けによる権利及び優先出資法、資産流動化法又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第1条《特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正》の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下6-2-1及び6-2-1の3において</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>ロ 合名会社、合資会社又は<u>合同会社</u>の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分</p> <p>ハ <u>株主又は投資主（投資信託法第2条第23項に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（優先出資法第13条の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。）又は優先出資社員（同法第26条に規定する優先出資社員をいう。）となる権利</u> <u>その他法人の出資者となる権利</u></p> <p>三 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）</p> <p>ホ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権 （注）1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。 2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、社債等の振替に関する法律（以下6—3—1において「社債等振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、新株予約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資及び投資信託法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>「旧資産流動化法」という。）の規定による優先出資の引受けによる権利</u></p> <p>三 合名会社、合資会社又は<u>有限会社</u>の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分</p> <p>ホ 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）</p> <p>ハ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権 （注）1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。 2 (2)ロには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、社債等の振替に関する法律（以下6—3—1において「社債等振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、<u>新株引受権</u>、新株予約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、<u>優先出資法に規定する優先出資引受権</u>及び投資信託法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p><u>(株式の引受けによる権利の意義)</u> <u>6—2—1の2 令第9条第1項第3号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する「株式の引受けによる権利」とは、株式の申込みに対する割当てがあった日の翌日（会社の設立に際して発</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(有価証券等の譲渡の時期)</u></p> <p>9-1-17 有価証券(証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第2号、第4号及び第5号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(注) 法人が有価証券(法第2条第21号《定義》に規定する有価証券をいう。)を譲渡した場合の資産の譲渡の時期について、法第61条の2第1項《有価証券の譲渡損益の益金算入等》に規定する「その譲渡に係る</p>	<p><u>起人が引受けをする株式にあっては、その引受けの日)から会社の設立登記の日の前日(新株の発行の場合にあっては、払込期日)までの間における株式引受人の地位をいう。</u></p> <p><u>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律又は資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利の意義)</u></p> <p><u>6-2-1の3 令第9条第1項第3号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する「協同組織金融機関の優先出資に関する法律、資産の流動化に関する法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第1条《特定目的会社による資産の流動化に関する法律の一部改正》の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利」とは、優先出資の申込みに対する割当てがあった日の翌日から、優先出資法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその払込期日まで、資産流動化法又は旧資産流動化法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその優先出資の発行に係る事項の登記の日の前日までの間における優先出資者の地位をいう。</u></p> <p><u>(有価証券等の譲渡の時期)</u></p> <p>9-1-17 有価証券(証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第4号から第6号まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(注) 法人が有価証券(法第2条第21号《定義》に規定する有価証券をいう。)を譲渡した場合の資産の譲渡の時期について、法第61条の2第1項《有価証券の譲渡損益の益金算入等》に規定する「その譲渡に係る</p>

改 正 後	改 正 前
<p>契約をした日」としている場合には、これを認める。</p>	<p>契約をした日」としている場合には、これを認める。</p>
<p>(株券の発行がない株式等の譲渡の時期)</p>	<p>(株券の発行がない株式等の譲渡の時期)</p>
<p>9-1-17 の 2 <u>令第 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号</u> 《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものの譲渡の時期は、証券の代用物が発行されている場合はその引渡しがあった日、証券の代用物が発行されていない場合は譲渡の意思表示があった日とする。</p>	<p>9-1-17 の 2 <u>令第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号</u> まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものの譲渡の時期は、証券の代用物が発行されている場合はその引渡しがあった日、証券の代用物が発行されていない場合は譲渡の意思表示があった日とする。</p>
<p>(持分会社の社員の持分等の譲渡の時期)</p>	<p>(合名会社の社員の持分等の譲渡の時期)</p>
<p>9-1-17 の 4 合名会社、合資会社又は<u>合同会社</u>の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他これらに類する法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分（証券が発行されていないものに限る。）の譲渡の時期は、譲渡の意思表示があった日とする。</p>	<p>9-1-17 の 4 合名会社、合資会社又は<u>有限会社</u>の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他これらに類する法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分（証券が発行されていないものに限る。）の譲渡の時期は、譲渡の意思表示があった日とする。</p>
<p>(外貨建取引に係る対価)</p>	<p>(外貨建取引に係る対価)</p>
<p>10-1-7 外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。</p>	<p>10-1-7 外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。</p>
<p>(注) 1 外貨建取引の円換算に係る法人税の取扱いについては、法基通 13 の 2-1-1 から <u>13 の 2-2-18</u> まで《外貨建取引の換算等》において定められている。</p>	<p>(注) 1 外貨建取引の円換算に係る法人税の取扱いについては、法基通 13 の 2-1-1 から <u>13 の 2-2-19</u> まで《外貨建取引の換算等》において定められている。</p>
<p>2～3 (省略)</p>	<p>2～3 (同左)</p>
<p>(事業者が収受する事業分量配当金)</p>	<p>(事業者が収受する事業分量配当金)</p>
<p>12-1-3 法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》に掲げる協同組合等から事業者が収受する事業分量配当金のうち課税仕入れの分量等に応じた部分の金額は、当該事業者の仕入れに係る対価の返還等に該当することに留意する。</p>	<p>12-1-3 法第 61 条第 1 項第 1 号《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》に掲げる協同組合等から事業者が収受する事業分量配当金のうち課税仕入れの分量等に応じた部分の金額は、当該事業者の仕入れに係る対価の返還等に該当することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(協同組合等が支払う事業分量配当金)</p> <p>14-1-3 法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》に掲げる協同組合等が組合員等に支払う事業分量配当金のうち課税資産の譲渡等の分量等に応じた部分の金額は、当該協同組合等の売上げに係る対価の返還等に該当する<u>ことに留意する。</u></p> <p>(残余財産の確定)</p> <p>15-2-6 法第 45 条第 4 項《清算中の法人の確定申告》に規定する「残余財産が確定した場合」とは、一切の資産、負債の額が具体的に確定したことをいうが、解散した法人の資産、負債の一切を当該法人の首脳者等が引き継いで事業を承継し、<u>実質的に事業の譲渡</u>をしたと認められるような場合には、その引継ぎがあったときに残余財産が確定したものとして取り扱う。</p> <p>(事業を廃止した場合)</p> <p>17-1-2 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する「事業を廃止した場合」には、事業の全部を相当期間休止した場合、<u>事業の全部を譲渡</u>した場合又は清算中法人の残余財産が確定した場合が含まれる。</p>	<p>(協同組合等が支払う事業分量配当金)</p> <p>14-1-3 法第 61 条第 1 項第 1 号《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》に掲げる協同組合等が組合員等に支払う事業分量配当金のうち課税資産の譲渡等の分量等に応じた部分の金額は、当該協同組合等の売上げに係る対価の返還等に該当する。</p> <p>(残余財産の確定)</p> <p>15-2-6 法第 45 条第 4 項《清算中の法人の確定申告》に規定する「残余財産が確定した場合」とは、一切の資産、負債の額が具体的に確定したことをいうが、解散した法人の資産、負債の一切を当該法人の首脳者等が引き継いで事業を承継し、<u>実質的に営業譲渡</u>をしたと認められるような場合には、その引継ぎがあったときに残余財産が確定したものとして取り扱う。</p> <p>(事業を廃止した場合)</p> <p>17-1-2 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する「事業を廃止した場合」には、事業の全部を相当期間休止した場合、<u>営業の全部を譲渡</u>した場合又は清算中法人の残余財産が確定した場合が含まれる。</p>